

令和4年度
事業計画及び収支予算

一般財団法人墨田まちづくり公社

令和4年度事業計画

目 次

§ 1 はじめに	1
§ 2 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業	2
Ⅰ まちづくり活動の推進・支援事業	2
1 まちづくり団体に対する支援	2
2 密集事業の支援	2
Ⅱ 住まいづくりの相談・支援事業	3
1 「住まい何でも相談処」の運営	3
2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援	4
3 共同化等の建替え支援	4
Ⅲ 空き家総合相談窓口の運営	4
1 ワンストップ相談窓口相談員による相談	4
2 専門家による無料相談	4
Ⅳ 木造住宅耐震化の促進（新規）	4
Ⅴ まちづくり推進のための施設運営・管理事業	4
1 京島事務所（京島まちづくりの駅）の運営	4
2 鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）の運営	4
3 コミュニティ住宅の維持管理	5
4 まちづくり事業用地の管理	6
§ 3 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業	9
Ⅰ 公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業	9
1 公社の施設	9
2 区の指定管理者として管理する施設等	9
Ⅱ その他	10
1 コミュニティサロン事業	10

§ 1 はじめに

墨田まちづくり公社は、老朽木造住宅の密集する市街地の再整備を通して住環境の向上を図るとともに、地域の連帯感を基盤とした良好なコミュニティを形成するための団体として昭和57年に財団法人として設立された。

この間、多岐にわたるまちづくり事業を展開するとともに地域コミュニティの醸成を図るため区民の皆様に活動と活躍の場を提供している。

また、平成25年には公益法人改革により一般財団法人墨田まちづくり公社に移行したが、設立の趣旨を踏まえつつ、その機能を十分に発揮して各種事業を積極的に展開しており、令和4年度の事業計画は、本書に記載のとおりである。

※略称表記について

一般財団法人墨田まちづくり公社については「公社」と、墨田区については「区」と表記した。

§ 2 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業【定款第4条第1項第1号に基づく事業】

I まちづくり活動の推進・支援事業

1 まちづくり団体に対する支援

(1) 区内で取り組まれているまちづくり活動実施団体に対する初動期の支援

安全・安心で魅力あるまちとするために、住民自らが考え地域での活動を始める、あるいは活動を始めたまちづくり団体の育成を図るため、区と連携し専門家の派遣や各種助成制度の活用等により支援する。

(2) 京島地区まちづくり協議会に対する支援

公社は、「安全・安心、快適なまちづくり」「賑わいづくり、コミュニティづくり」「地域のルールづくり」「情報発信」「公共施設・公共空間の整備」の各分野で、地域の方々が自ら考え課題を調整し、責任を持って行動する「エリアマネジメント」の考えを取り入れ、支援をしてきた。

京島地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に対しても同様の支援を行っており、協議会は町会組織の枠を超えた様々なまちづくり活動を展開してきた。

令和4年度は、引き続きエリアマネジメント手法で、協議会のこれまでの取組を踏まえ具体的な検討や事業の深化を支援する。

まず、賑わいづくり、コミュニティづくりの一環である京島文化まつりは、新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、これまで同様に地域の連帯意識の強化を図ることを目的として第30回にふさわしい賑わいづくり、コミュニティづくりを支援する。

次に、区が整備した協和井戸端広場については、協議会が提案した防災井戸が設置されたことから、その維持管理のための「京島井戸守活動」や協和井戸端広場を活用した防災設備設営訓練の実施など積極的な活用策について支援する。

2 密集事業の支援

(1) 密集事業の支援

主要生活道路の拡幅整備、公園緑地等の整備をはじめとした「安全・安心なまちづくり」に取り組んできた。公社は、令和4年度も引き続き区と連携してこれらの取組を進めていく。

ア 主要生活道路の整備

京島周辺地区では、平成25年度に防災街区整備事業の完成とともに21号線が完成した。また、平成26年度からは、京島二丁目内の優先整備路線（2・4・6号線）の拡幅整備についても取り組み、4号線の整備が完了するなど確実な進捗を見ている。さらに、平成28年度には、京島三丁目中央部に位置する延長約370mのコの字型をした優先整備路線（10・11・12号線）が全線にわたり拡幅整備された。今後も、「京島地区まちづくり計画（大枠）」で定めた主要生活道路（延長2,655m）の整備、特に、優先整備路線について、権利者の理解を得るための啓発活動と区の拡幅整備に向けた用地買収等を積極的に支援していく。

また、鐘ヶ淵周辺地区においても、主要生活道路優先整備用地取得目標（面積4,312㎡）を達成するため、区の優先整備路線の整備促進に向けた用地買収等を積極的に支援していく。

(2) 不燃化特区における事業推進支援（木密地域不燃化プロジェクト）

老朽木造住宅が密集し、特に改善が必要な災害危険度の高い「京島周辺地区」（京島一丁目の一部・京島二、三丁目地区）及び「鐘ヶ淵周辺地区」（墨田一丁目の一部・墨田二～五丁目・東向島五丁目の一部地区）を重点整備地域（不燃化特区）として、木造密集地域の解消を図るための取組を強化している。

特に地域住民のための総合的な専門相談窓口として、京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区において、平成25年12月に京島二丁目に京島事務所（京島まちづくりの駅）を、平成26年7月には墨田三丁目に鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）を設置して事業の推進を支援している。

令和3年度からは不燃化特区制度が5年間事業延伸したこととなったことから、引き続き区と連携しながら事業の支援をしていく。

ア 京島周辺地区まちづくり

令和4年度は区と連携し、本事業の目標である不燃領域率70%達成のため、優先整備路線の整備や地区内建築物の不燃化が早期に実現するように、地域住民の身近で総合的な相談窓口である京島事務所（京島まちづくりの駅）において、建築の専門家であるまちづくりコンシェルジュが「安全・安心なまちづくり」に向けた相談業務を積極的に行う。また、地域住民向けに発行している「まちづくり便り」等で、区の建て替えに対する助成制度の案内及び多様な建替えモデルを紹介するなど、建て替えに関心が向くような取組を引き続き実施する。

イ 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり

平成26年7月に鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）を開設し、個別の建て替えに係る相談や、間取り図の作成等を行っており、居住に関する悩みごとの個別案件については、事情に寄り添った助言が行えるように窓口のワンストップ化に努める。

また、建替え相談だけでなく町会主催の防災訓練への参加や地域のイベント等へ積極的に参加するとともに、アクアサポート事業の支援等の一つとして住民主体の「防災連絡会」の運営支援を行う。さらに、まちづくりコンシェルジュニュースや何でも相談チラシ等の配布を行い事業PRに努めるとともに、フェイスブックを活用した情報発信も合わせて行っていく。

令和4年度においても、本事業の目標である不燃領域率70%達成に向け、その実効性を高めていく。

(3) 木密地域不燃化プロジェクト推進事業延伸に伴う市街地改善事業

令和3年度から区から木密地域不燃化プロジェクト推進事業として「無接道敷地の解消による市街地改善」業務を受託し、不燃化が進まない無接道敷地を対象に、共同化や敷地整序等密集市街地の改善に向けた検討を行っている。

令和4年度も引き続き、区と連携しながら密集市街地の一層の安全性向上を図っていく。

II 住まいづくりの相談・支援事業

区民が、住み慣れたまちで安心して快適に住み続けることができるように、住まいに関する技術・法律・資金計画等の広範なアドバイスを行う。

1 「住まい何でも相談処」の運営

区内全域を対象に、建て替え・耐震改修・リフォーム等住まいの様々な相談等に対応するとともに、必要に応じ、区内の建築関係団体を通して、建設・修繕業者、建築士の紹介を行っていく。また、第二・第三・第四火曜日には住まいに関する建築士・弁護士などによる面接相談に応じていく（税理士による面接相談は随時対応）。さらに、住まいの困りごとに応じた最も適切な機関・団体の情報提供を行っていく。

2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援

区では、不燃化や耐震化を促進するため多様な助成制度を設けている。公社は、こうした制度の普及を目指し、区及び墨田区耐震化推進協議会等と連携して様々なPRを実施していく。

3 共同化等の建替え支援

まちづくり事業や建築相談に関連して、共同化等による建替え計画に係る相談も寄せられることから、区が進めていくまちづくり事業と調整を取りながら、公社の役割が求められる事項について職員や専門家派遣の支援をしていく。

Ⅲ 空き家総合相談窓口の運営

令和2年度から墨田区空き家等対策事業として「すみだ空き家等ワンストップ相談窓口」（通称「すみだ空き家相談処」）業務を区から受託し、空き家の発生抑制や空き家の利活用を促進するため、空き家の所有者・相続予定者等から、空き家に関する相談や空き家の近隣住民からの困り事などの相談を一元的に受け付けて、適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門家団体と連携し専門家による無料面接相談を実施する。

1 ワンストップ相談窓口相談員による相談

相談内容を確認のうえ、問題点や課題を抽出し、必要な情報提供やアドバイスを行う。必要に応じ、専門相談をコーディネートする。

2 専門家による無料相談

必要に応じ、法律・税務・建築・不動産などの専門家による無料相談を実施する。

Ⅳ 木造住宅耐震化の促進（新規）

区はこれまで、「墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、建物の耐震化に取り組んできているが、目標の耐震化率を達成することが難しい状況にある。このことから、令和4年度から公社は取組みの一部を区から受託し、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域の木造住宅に対し耐震化に関する意識啓発及び情報提供を行い、住宅の耐震化につなげる事業を実施する。

Ⅴ まちづくり推進のための施設運営・管理事業

1 京島事務所（京島まちづくりの駅）の運営

木密地域不燃化プロジェクト及び京島周辺地区まちづくり事業の推進を担うため、事務所を現地に開設し、業務を遂行している。

〔施設〕 京島事務所（京島まちづくりの駅）

〔位置〕 墨田区京島二丁目15番5号

〔開設日〕 平成25年12月1日

2 鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）の運営

木密地域不燃化プロジェクト及び鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業の推進を担うため、事務所を現地に開設し、業務を遂行している。

〔施設〕 鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）

〔位置〕 墨田区墨田三丁目40番3号

〔開設日〕 平成26年7月1日

3 コミュニティ住宅の維持管理

公社では、京島地区まちづくり事業の事業用住宅として建設されたコミュニティ住宅の管理（17住宅、173戸）を区から受託して適正に維持管理するとともに、入居者に対して必要なサービスを提供している。

なお、住宅居住者の高齢化が進んでいることから、高齢単身居住者の居宅状況について情報収集し、住宅内での孤独死発生の防止に努めている。

令和4年2月14日現在

	名 称	位 置	戸数	入居済戸数
1	京島二丁目コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目11番2号	4	3
2	京島二丁目第2コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目23番3号	4	2
3	京島二丁目第3コミュニティ住宅 (平成5年度完成)	墨田区京島二丁目11番6号	6	6
4	京島二丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島二丁目4番5号	5	3
5	京島二丁目第5コミュニティ住宅 (平成8年度完成)	墨田区京島二丁目16番6号	6	5
6	京島三丁目コミュニティ住宅 (昭和61年度完成)	墨田区京島三丁目3番1号	26	18
7	京島三丁目第2コミュニティ住宅 (昭和63年度完成)	墨田区京島三丁目38番1号	3	3
8	京島三丁目第3コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島三丁目37番5号	6	5
9	京島三丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目55番7号	15	10
10	京島三丁目第5コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目6番4号	3	3
11	京島三丁目第6コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区京島三丁目6番1号	9	7
12	京島三丁目第7コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目3番6号	6	4
13	京島三丁目第8コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目52番8号	10	3
14	文花二丁目コミュニティ住宅 (平成元年度完成)	墨田区文花二丁目9番7号	12	2
15	八広二丁目コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区八広二丁目52番12号	10	6
16	立花五丁目コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区立花五丁目1番14号	12	9
17	京島一丁目コミュニティ住宅 (平成21年度完成)	墨田区京島一丁目1番2号	36	23
	合 計		173	112(16)

※カッコ内 80歳以上の単身居住者

4 まちづくり事業用地の管理

公社では、これまで京島地区まちづくり事業のコミュニティ施設として、区から受託したポケットパーク、緑地及び雨水ポンプの維持管理を行ってきた。令和2年度から、これまで受託した箇所に加えて、京島地区、一寺言間地区及び北部中央地区の事業用地、路地尊及び防災井戸の維持管理を区から受託した。

令和3年度は、「協和井戸端広場」/防災井戸、京島地区まちづくり事業用地（2号線）、（6号線）4箇所、鐘ヶ淵周辺地区事業用地（10号線）及び（9号線/旧隅小南側）の8箇所、令和4年度は、京島地区まちづくり事業用地（2号線/半田邸前）の1箇所の維持管理を区から受託しており、引き続き事業用地の維持管理を行っていく。

（1）まちづくり事業用地

（ ）は箇所数

	名称・様態	位置	面積(m ²)
1	ポケットパーク「さくら一休」	墨田区京島三丁目28番	39.80
2	ポケットパーク「こぞう一休」	墨田区京島三丁目15番	59.44
3	緑地「いこいの広場」	墨田区京島二丁目9番	88.08
4	緑地「たから広場」	墨田区京島三丁目6番	200.17
5	緑地「花水木広場」	墨田区京島三丁目9番	58.58
6	緑地「花広場」	墨田区京島三丁目27番・28番(3)	252.14
7	緑地「京島三丁目中央広場」	墨田区京島三丁目37番	147.77
8	緑地「トクちゃん広場」	墨田区京島三丁目54番	102.31
9	緑地「京島二丁目コミュニティ広場」	墨田区京島二丁目11番	240.86
10	緑地「ミニ西広場」「ミニ東広場」	墨田区京島二丁目23番(2)	87.14
11	緑地「路地花壇」「陽だまり小路」	墨田区京島三丁目12番(2)	72.03
12	緑地「さつき広場」	墨田区京島三丁目24番(2)	193.87
13	緑地「やさい広場」	墨田区京島三丁目23番	214.18
14	緑地「京島三丁目防災広場」	墨田区京島三丁目31番	617.05
15	緑地「タートル一休」	墨田区京島二丁目9番	31.41
16※	緑地「たから一休」	墨田区京島三丁目41番	24.00
17※	路地尊2号基	墨田区向島五丁目39番	7.71
18※	有季園/路地尊3号基	墨田区向島五丁目35番	110.37
19※	会古路地/路地尊4号基	墨田区東向島三丁目15番	96.01
20※	はとほっと/路地尊5号基	墨田区東向島一丁目25番	99.59
21※	一寺言間防災まちづくり広場/路地尊1号基、6号基	墨田区東向島一丁目20番6号	800.00
22※	北部中央地区事業用地	墨田区東向島四丁目25番	279.95
23※	北部中央地区事業用地	墨田区八広二丁目54番	148.76
24■	緑地「協和井戸端広場」/防災井戸	墨田区京島二丁目26番	234.88

25■	京島地区まちづくり事業用地(2号線)/ 緑地	墨田区京島二丁目9番	38.81
26■	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	108.48
27■	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	36.08
28■	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	20.74
29■	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	20.36
30■	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(10号線)	墨田区墨田三丁目28番	7.03
31■	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(9号線/旧隅小 南側)	墨田区墨田五丁目49番	496.96
32☆	京島地区まちづくり事業用地(2号線/ 半田邸前)	墨田区京島二丁目9番	10.90
合 計			4,945.46

※令和2年度受託箇所

■令和3年度受託箇所

☆令和4年度新規受託箇所

(2) 雨水ポンプ設置箇所

コミュニティ住宅				ポケットパーク			
雨水ポンプ 設置位置	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣工年月	雨水ポンプ 設置位置	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣工年月
京島二丁目第3 (ながつま一休)	地中梁利用	10 t	平成5年11月	たから一休 墨田区京島三丁目41番	地下RC	5 t	平成7年2月
京島二丁目第4 (とらばし一休)	地中梁利用	10 t	平成6年6月	さくら一休 墨田区京島三丁目28番	地下RC	5 t	平成8年2月
京島二丁目第5 (あづま一休北・あづま 一休南)	地中梁利用	10 t	平成9年2月	こぞう一休 墨田区京島三丁目15番	地下RC	9 t	平成10年3月
京島三丁目第4 (ヨンコミー一休)	地中梁利用	20 t	平成7年2月	タートル一休 墨田区京島二丁目9番	地下RC	3.2t	平成29年3月
京島三丁目第5	据置・FRP	4 t	平成7年3月				
京島三丁目第6 (第6ポンプ)	地中梁利用	10 t	平成10年10月				
京島三丁目第7 (会館ポンプ)	地中梁利用	10 t	平成12年1月				
京島三丁目第8 (キラ前一休・キラ横一 休)	地中梁利用	40 t	平成12年2月				
立花五丁目	地中梁利用	20 t	平成11年1月				

八広二丁目	地中梁利用	10 t	平成11年1月		
コミュニティ住宅部分計		144t		ポケットパーク・広場部分計	22.2t

※雨水ポンプ設置箇所については、まちづくりデータ（令和2年度末現在）から掲載

※京島二丁目第5雨水ポンプは、あづま一休北及びあづま一休南の2箇所

※京島三丁目第8雨水ポンプは、キラ前一休及びキラ横一休の2箇所

(3) 路地尊設置箇所

一寺言問地区			
路地尊 設置位置	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣工年月
路地尊1号基 墨田区東向島一丁目20番6号	-	-	昭和62年3月
路地尊2号基 墨田区向島五丁目39番	地下RC	3 t	昭和63年3月
路地尊3号基 墨田区向島五丁目35番	地下RC	9 t	平成元年3月
路地尊4号基 墨田区東向島三丁目15番	地下RC	10 t	平成3年3月
路地尊5号基 墨田区東向島一丁目25番	地下RC	3 t	平成4年3月
路地尊6号基 墨田区東向島一丁目20番6号	地下RC	20 t	平成8年3月
一寺言問防災まちづくり部分計		45 t	

※路地尊1号基は、防災設備付多機能情報板につき、雨水貯水槽なし

※路地尊は、全て令和2年度新規受託箇所である。

(4) 防災井戸

京島地区		
防災井戸 設置位置	揚水設備	竣工年月
墨田区京島二丁目26番	手押しポンプ式	令和3年3月

※防災井戸は、令和3年度新規受託箇所である。

§ 3 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業 【定款第4条第1項第2号に基づく事業】

I 公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業

1 公社の施設

(1) 公社集会所

公社集会所は、コミュニティ活動の場として地域住民や団体・サークルの利用に供している。

公社集会所の管理を効果的に行うため、それぞれの施設に管理運営協議会を設置し、同協議会と協働で管理運営を行う。

名 称	位 置
両 国 駅 前 会 館	墨田区両国二丁目20番12-101号
吾 妻 橋 会 館	墨田区吾妻橋一丁目23番27号

(2) 寄付を受けた町会会館

安定した町会会館の運営ができるよう、「町会会館等の寄付受領及び返還に関する要綱」に基づき、公社が町会から寄付を受け、管理を行う。

寄付を受けた町会会館は地域コミュニティ会館として地元町会へ無償で貸与し、地域のコミュニティ活動の場として活用する。会館の維持管理に係る費用は、原則として町会負担とし、公社は公租公課分を負担する。

なお、町会が法人化された場合は、当該町会からの申出により会館を返還する。

	名 称	位 置
1	小 梅 二 丁 目 会 館	墨田区向島三丁目33番7号
2	向 島 四 丁 目 南 会 館	墨田区向島四丁目24番6号
3	隅 田 西 会 館	墨田区墨田三丁目40番1号
4	立 花 五 丁 目 会 館	墨田区立花五丁目18番3号
5	緑 三 丁 目 会 館	墨田区緑三丁目6番3号
6	押 上 一 丁 目 仲 会 館	墨田区押上一丁目15番1号
7	亀 沢 一 丁 目 会 館	墨田区亀沢一丁目18番2号
8	押 上 三 丁 目 仲 成 会 館	墨田区押上三丁目19番6号
9	中 川 会 館	墨田区立花五丁目33番4号
10	東 向 島 百 花 会 館	墨田区東向島三丁目29番5号

2 区の指定管理者として管理する施設等

(1) 地域集会所（指定管理）

区の地域集会所19か所を指定管理者として管理運営を行い、コミュニティ活動の場として地域住民や団体・サークルの利用に供している。

地域集会所の管理運営を効果的に行うため、それぞれの施設に管理運営協議会を設置し、同協議会と協働で管理運営を行う。

	名 称	位 置
1	立川集会所	墨田区立川一丁目5番2号
2	寺島集会所	墨田区東向島一丁目23番10号
3	千歳集会所	墨田区千歳二丁目2番5号
4	八広中央集会所	墨田区八広三丁目14番5号
5	曳舟集会所	墨田区東向島二丁目17番14号
6	押上集会所	墨田区押上一丁目47番6号
7	東向島集会所	墨田区東向島四丁目8番12号
8	八広一丁目集会所	墨田区八広一丁目19番14号
9	東墨田うめぞの集会所	墨田区東墨田三丁目19番1号
10	横川三丁目集会所	墨田区横川三丁目12番12号
11	江東橋集会所	墨田区江東橋五丁目16番15号
12	一寺言問集会所	墨田区東向島一丁目20番6号
13	業平三丁目集会所	墨田区業平三丁目2番5号
14	立花四丁目集会所	墨田区立花四丁目8番10号
15	なりひら神明橋集会所	墨田区業平五丁目6番2号
16	京島第一集会所	墨田区京島三丁目3番6号
17	京島第二集会所	墨田区京島三丁目52番8号
18	太平四丁目集会所	墨田区太平四丁目1番4号
19	東あずま公園集会所	墨田区立花二丁目32番12号

※ 業平三丁目集会所については、トレーニング室を含めた管理運営を行う。

※ 東向島及び横川三丁目集会所には、地域の高齢者の憩いの場としてコミュニティサロンを開設（月曜日～土曜日の午前9時～午後4時）する。

※ 横川三丁目集会所は、区の学童クラブ事業のため施設の一部を使用することに伴い、貸出の制限がある。

II その他

1 コミュニティサロン事業（旧長寿室事業）

（1）地域の高齢者が集い、楽しく過ごせる憩いの場としてコミュニティサロン（5か所）を地域集会所等に設置し、誰でも自由に利用できるよう開放する。毎月、民謡や民踊を楽しむ会、長寿マッサージ、誕生会を実施するほか、年に1回、コミュニティサロンの活動内容を披露する「コミュニティサロン利用者のつどい」を開催する。

（2）次の3か所でコミュニティサロン事業を実施（午前9時～午後4時、柳島集会を除く。）するほか、地域住民の利用に供している。

	名 称	位 置
1	京島会館	墨田区京島二丁目15番5号
2	菊川分室	墨田区菊川三丁目21番6-102号
3	柳島集会室	墨田区横川五丁目2番17号

※本文中の事業説明にある定款第4条は、次のとおりである。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業
- (2) 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都墨田区において行うものとする。